

具体的な 予防対策の必要性



危険物保安室長 寺村 映

危険物施設での事故件数が昭和37年に統計を取り始めて以来最高となった。また、セルフサービスのガソリンスタンドにおいて火災が発生するなど従来にはなかった事故も発生している。平成11年中の火災による死者数は阪神・淡路大震災が発生した平成7年を除き戦後最高となったことも記憶に新しい。新宿区歌舞伎町で発生した火災で44人もの方々が亡くなったが、雑居ビルとしては昭和48年に発生した千日デパートビル火災以来の死者数である。

火災や事故を減らし死傷者を無くすことが、消防の役割であることは言うまでもない。しかし、現状は前述のとおり厳しい状況である。危険物施設に関しては平成6年から事故件数は増加傾向にある。当時から、原因の分析を進め有効な対策を見いだすよう調査検討を続けていたところである。例えば腐食による危険物の漏洩事故は施設の種類によって発生し始めるまでの年数が異なるなどの傾向が把握できたが、残念ながら具体的な予防対策を示し得るまでにはまだ至っていない。

セルフサービスのガソリンスタンドの火災事故の着火原因は静電気によるものであった。幸い出火に至る原因の把握が早い段階でできたため、具体的な対応策を示し得たところである。同様に過去の危険物事故から類似の傾向を見つけ、それぞれの事故パターンごとに具体的な対策が見いだせないか、体制を強化して再度挑戦することとしている。

自然災害の場合、事後対策のウエイトが高くなってきたという印象がある。これは、災害の発生そのものを防止することは困難であること、事前の措置、つまり予防対策に限りがあるからであろうが、だからといって予防対策を否定するものではない。地震に対して耐震化を図ることは極めて効果的な対策である。しかし、火災や事故に関して言えばまず予防対策である。発生してからでは取り返しのつかないものも多い、原子力事故を始め、大規模タンクの石油流出事故などは二度と発生させてはならない事故であろう。具体的な予防対策を示すことがこの現状を脱する唯一の方法であると考えている。

特集 1

平成13年秋季全国火災予防運動の実施

予防課

「たしかめて。火を消してから 次のこと」を統一標語に掲げ、今年も11月9日（金）から11月15日（木）までの7日間にわたり、全国一斉に秋季全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されるものです。

全国では、毎年6万件の火災が発生し、およそ2千人の方が亡くなっています。火災の原因は大半が失火によるものであることから、火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、火災を起こさないよう日常生活において防火を実践していくことが大切です。

今年は、住宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少させることを目指す「住宅防火対策」や増加傾向にある放火火災を減少させるための「放火火災予防対策」、さらに老朽化した消火器等の破裂による人身事故防止のため「消火器事故防止対策」について次のとおり重点目標を掲げて、積極的に取り組むこととしています。

1 重点目標

（1）住宅防火対策の推進

近年の建物火災による死者（放火自殺者等を除く。）のうち、住宅火災による死者が8割以上を占め、また、住宅火災における死者のうち高齢者層（65歳以上）が約半数を占めています。

このため、住宅火災による高齢者等の死者の発生防止を図ることを最重点として、福祉などの各関係機関、関係団体等と一体となり、地域に密着した具体的な対策の実施、住宅火災に対する予防意識の高揚、火災による死者の発生防止に有効な住宅用防災機器等の普及促進等、各種対策を強力に推進するものとします。



市民消防ひろば（写真提供：名古屋市消防局）

（2）放火火災予防対策の推進

近年、放火による火災が年々増加する傾向にあり、平成9年以降連続して出火原因の第1位となっていることから、放火火災による被害の低減を図るため、地域住民の相互協力及び関係行政機関との密接な連携等を行い、放火火災予防対策のより一層の推進を図るものとします。

（3）消火器事故防止対策の推進

本年3月、4月と老朽化した消火器の破裂による人身事故が相次いで発生していることから、事故の発生を防止するため、老朽化した消火器等の一斉回収を実施します。

また、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具等の住宅への普及促進を図ります。

（4）地域の実情に応じた重点目標の取扱い

地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて重点目標を選定、追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

それぞれの重点目標に対する推進項目は、次のとおりです。

2 推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- イ 地域の実情に即した広報の推進と、具体的な対策事例等の情報提供
- ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断、座談会等の実施
- エ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織の整備・充実とモデル事業等の推進
- オ 住宅用火災警報器などの住宅用防災機器等の普及促進

(2) 放火火災予防対策の推進

- ア 放火されない環境づくりの推進
- イ 放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 消火器事故防止対策の推進

- ア 老朽化消火器等の一斉回収
- イ 住宅に適した消火器等の普及

3 地域の実情に応じた重点目標の設定

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 自主防災組織の整備充実
- イ 在日外国人に対する火災予防広報の充実

(2) 特定防火対象物における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 防火基準適合表示制度(適マーク制度)の適正な運用

- ウ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- エ 実態に即した消防用設備等の設置の推進
- オ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
- カ 特定違反対象物に対する是正指導の推進
- キ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底
- ク 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

また、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を重点に、一般的な出火防止のための「火の用心 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。



(写真提供：名古屋市消防局)

～ 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント ～ 3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

～ 火の用心 7つのポイント ～

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

火災予防運動期間中には、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定し、防火知識・技能の習得を図る必要があります。

4 全国火災予防運動用防火ポスターモデル（浅香友紀さん）に対する消防庁長官感謝状の授与

消防庁では、秋季全国火災予防運動に向けて「防火ポスター」を16万枚作成しました。ポスターの制作に当たり、現在テレビ・雑誌等で幅広くご活躍されています浅香友紀さんにモデルをお願いしたところ、趣旨をご理解いただき、誠意と熱意をもってご協力いただきました。

この消防行政への貢献に対し、去る10月16日（火）13時から消防庁消防審議会室において消防庁長官感謝状を授与いたしました。



平成13年秋季全国火災予防運動広報用ポスター



写真左から中川浩明消防庁長官、浅香友紀さん、清矢守予防課長

特集 2

米国における同時多発テロを踏まえた消防庁の動き

救急救助課

去る9月11日に発生した米国における同時多発テロ事件においては、多くの市民が犠牲となり、その中には懸命な救助作業に従事していた多数のニューヨーク市消防局の消防隊員が含まれており、消防に携わる者にとっては本当に心の痛む事件となりました。

消防庁においては、この事件発生直後から国際消防救助隊の派遣準備を行い、翌12日早朝には、外務省から集結場所として指定された羽田空港に首都圏の消防機関の隊員24名を国際緊急援助隊として参集させました。派遣隊員は、羽田空港到着後、警察及び海上保安庁の救助隊員、医療チーム要員と合流し、米国からの派遣要請があった場合に備え、翌13日の日中まで待機していましたが、最終的に米国からの要請は行われずに、派遣には至りませんでした。

その後10月8日には米国等によるアフガニスタン内の軍事施設等に対して攻撃が開始されました。このような事態の進展に伴い消防庁がとった措置は、次のとおりです。

1 都道府県に対する要請

消防庁では、次のとおり都道府県消防防災主管部長あてに通知を発して、適切な対応について要請しました。

(1) 米国において発生した同時多発テロを踏まえた対応について

消防庁防災課長及び同救急救助課長から各都道府県あてに標記通知（9月12日付け消防災第142号・消防救第268号）を発出し、9月12日の安全保障会議において決定された6項目の政府対処方針を踏まえた適切な対応を図ること等について要請しました。

(2) 米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生時の対応について

消防庁防災課長、同救急救助課長及び同特殊災害室

長から各都道府県あてに標記通知（9月26日付け消防災第152号・消防救第273号・消防特第144号）を発出し、次の各事項について十分留意し、適切な体制の整備等について要請しました。

テロ事件発生時の政府の初動措置等

国内における重大テロ事件発生時の政府の初動措置等については、「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について（平成10年閣議決定）」等のとおり対処することとされていること。

危機管理体制の点検等

都道府県及び市町村における危機管理体制について再点検を行うとともに、関係機関の間で緊密な情報連絡体制を備え、また空港や原子力施設等の重要施設を含む各施設等でのテロ事件（ハイジャックを含む。）の可能性を踏まえた、迅速かつ適切な対応についての再点検を行うなど、適切な対応を図ること。

事前情報への対応

事前情報によりテロ事件に起因する災害の発生の可能性がある場合には、必要な対応を行うとともに広域応援を含めた消防防災体制の確保に努め、また当該情報を覚知した場合には、火災・災害等即報要領に準じて即報を行うこと。

テロ事件発生時の即報

テロ事件による救急・救助事故について、即報要領に基づき迅速かつ的確な情報伝達が図られるよう、都道府県と市町村の間の連絡体制について確認を行うとともに、即報要領に該当する事故が発生した際は速やかに即報を行うこと。

テロ災害発生時の対応

テロ事件に起因する災害又はテロ事件に起因するものと疑われる災害の場合には、情報収集に努めて

迅速、的確な情報伝達を行うとともに、災害実態に応じた適切な消防防災活動を行い、また、当該消防本部の消防力のみでは対応が困難と予想される場合には、早期に広域応援等の要請を行い、必要な消防力の確保に努めること。

いずれの場合も警察及び医療機関等関係機関との間における連絡を密にすること。

なお、テロ事件による災害についても、災害対策基本法の適用が排除されるものではないので留意されたいこと。

二次災害の防止

消防活動に際しては、安全管理に十分配慮し、二次災害の防止に万全を期すこと。

NBC災害

核物質、生物剤又は化学剤による災害（NBC災害）に係る知識の修得に努め、関係機関と連携をとり、必要な資機材等の整備状況について把握しておくこと。特にNBC災害と疑われる場合には、関係機関との連携を図りつつ原因物質の特定に努めるとともに、保有する資機材等を活用した適切な消防活動を行い、また訓練等についても適切に対応すること。

原子力災害等の対応については、原子力施設等における消防活動マニュアルを参考にし、また消防庁で収集したNBC災害関連情報に関しては、改めて連絡する予定であること。

2 緊急テロ対策本部の設置等について

米国等のアフガニスタン内の軍事施設等に対する攻撃開始を受け、10月8日、内閣に緊急テロ対策本部が設置され、同日、消防庁においても消防庁長官を本部長とする緊急テロ対策本部を設置し、所要の警戒体制をとりました。また、消防庁防災課長、同救急救助課長

及び同特殊災害室長から各都道府県あてに標記の通知（10月8日付け消防災第155号・消防救第284号・消防特第152号）を発出し、警戒体制の整備強化や迅速な情報提供など、改めてテロ事件発生時の対応に万全を期するよう要請しました。

3 国内テロ対策等における重点推進事項に沿った対応

10月12日に開催された国内緊急テロ対策等に関する関係省庁会議において、標記推進事項がまとめられるとともに、関係の深い省庁間の連絡を密にして、強力に推進していくことが申し合わせられました。これを踏まえ、総務省としても本重点推進事項に沿った対応をはかるとともに、消防庁次長から各都道府県知事にあてに通知（10月15日付け消防救第291号）を発出し、都道府県においてテロ対策に万全を期するよう要請しました。

4 都道府県における国内テロ対策に係る体制の緊急整備について

消防庁次長から各都道府県知事あてに標記通知（10月17日付け消防救第297号）を発出し、都道府県を中心に、市町村、消防、警察、自衛隊及び医療機関など関係機関とのテロに関する事前情報の共有、薬剤・資機材等の保有状況の把握、テロ災害発生時の連携等について適切な体制整備を緊急に図る必要があるため、都道府県におけるテロ対策本部の設置など所要の体制整備について要請しました。

また、その後の政府の対応等の情報について、必要に応じ各地方公共団体等に情報の提供を行っています。消防庁では、今後生じ得る事態に対応した体制を整え、所要の措置を適切かつ迅速にとっていくこととしています。